

半田市立半田病院新病院建設候補地検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 半田市立半田病院（以下「半田病院」という。）の新病院建設候補地について検討するため、半田市立半田病院新病院建設候補地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、半田病院の新病院建設候補地について検討する。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 半田市内の各種団体等に所属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委員会が市長に検討結果を提出するときまでとする。

(会 長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、半田病院事務局管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。